

北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年規則第27号）に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、商店街等や協議会等が自ら行う商店街等の賑わいづくりにつながるイベントや事業等を支援することにより、商店街等の活性化や魅力向上、地域コミュニティにおける賑わいの創出を図り、商店街等の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - （2）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び協業組合であって、近接して事業を営む組合員で構成され、総組合員のうち小売商業又はサービス業に属する事業を営んでいる者2分の1以上で構成される団体
 - （3）法人格を有しない4人以上の構成員を有する前各号に準じた団体及びその連合組織
- 2 この要綱において「協議会等」とは、商店街等及び地域団体等で構成される連携体で、主にまちづくり活動を目的とし、経費の負担、事業の役割分担等、実態の伴っているものをいう。
- 3 「地域団体等」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- （1）自治会、町内会、婦人会等地縁による団体
 - （2）ボランティア団体
 - （3）特定非営利活動団体
 - （4）その他主にまちづくり活動をしている団体

（補助事業者）

第4条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項及び第2項に定める者とし、公募により募集する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者としない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）
- （2）暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 賑わい創出事業

商店街等の活性化や魅力向上、地域コミュニティにおける賑わいの創出を図り、商店街等の振興に寄与することを目的とする。

(2) プレミアム付き商品券事業

商店街等及び協議会等が単独もしくは大型店と連携し、共通で利用できるプレミアム付きの商品券を発行する。

(3) その他市長が特に認める事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。ただし、商店街等及び協議会等の運営に必要な経常的な経費は含まないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内、かつ50万円を限度とし、予算の範囲内で決定し交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は切り捨てとする。

3 前条の規定にかかわらず、補助対象経費に係る他の補助金を受け、又は受けることと決定している場合は、補助対象経費から当該金額を減じる。また、その他の収入がある場合は、まずその他の収入から補助対象外経費を減じ、なお残余がある場合は、補助対象経費から当該金額を減じる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第8条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、第8条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条第2項のいずれかに該当するとき。
 - (2) 関係法令を遵守しなかったとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、取消しにより申請者に損害があっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(交付決定の内容等の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助金の額に変更が生ずる場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微は変更については、この限りではない。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、補助金の増額を伴わないもの。
 - (2) 収支計画の経費の配分変更であって、補助金の増額を伴わないもの。
- 2 市長は、前条に規定する変更申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときから20日以内に補助金実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の内容及び成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱5条3項の規定は、平成23年3月31日をもって廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱第5条2項の規定は、平成21年11月30日をもって廃止する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱第5条2項の規定は、平成23年3月31日をもって廃止する。

付 則
(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱第5条2項の規定は、平成24年3月31日をもって廃止する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。
(イベント事業に係る補助の特例)
- 2 平成24年5月1日から平成25年3月31日までの期間に限り、第3条第5号の事業のうち、集客や消費拡大に寄与する新規の事業については、第5条の規定にかかわらず、補助金の額を補助対象経費の4分の3以内とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- 3 前項に係る補助金の限度額は、単独の商店街等が事業を実施する場合は150万円とし、複数の商店街等が合同で事業を実施する場合（商店街等の連合組織が複数の商店街等で事業を実施する場合を含む）は300万円とする。
- 4 中心市街地活性化法の認定区域内で商店街等の連合組織が事業を実施する場合の第2項に係る補助金の限度額は、前項にかかわらず500万円とする。
(プレミアム付き商品券事業に係る補助の特例)
- 5 平成24年5月1日から平成25年3月31日までの期間に限り、第3条第6号の事業については、第5条の規定にかかわらず、補助金の額を補助対象経費の額とプレミアム相当額のいずれか低い額以内とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- 6 前項に係る補助金の限度額は、中心市街地活性化法の認定区域内で事業を実施する場合は300万円とし、その他の区域で事業を実施する場合は100万円とする。
(補助の特例に係る予算による制限)
- 7 第2項から第6項までの規定による補助は、予算の範囲内で行うものとする。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月20日から施行する。
(イベント事業に係る補助の特例)

- 2 平成25年4月20日から平成26年3月31日までの期間に限り、第3条第5号の事業のうち、集客や消費拡大に寄与する新規の事業については、第5条の規定にかかわらず、補助金の額を補助対象経費の4分の3以内とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- 3 前項に係る補助金の限度額は、単独の商店街等が事業を実施する場合は150万円とし、複数の商店街等が合同で事業を実施する場合（商店街等の連合組織が複数の商店街等で事業を実施する場合を含む）は300万円とする。
（プレミアム付き商品券事業に係る補助の特例）
- 4 平成25年4月20日から平成26年3月31日までの期間に限り、第3条第6号の事業については、第5条の規定にかかわらず、補助金の額を補助対象経費の額とプレミアム相当額のいずれか低い額以内とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- 5 前項に係る補助金の限度額は、中心市街地活性化法の認定区域内で事業を実施する場合は300万円とし、その他の区域で事業を実施する場合は100万円とする。
（補助の特例に係る予算による制限）
- 6 第2項から第5項までの規定による補助は、予算の範囲内で行うものとする。

付 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年5月27日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

経費区分	内容
広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、懸垂幕）等の印刷、制作費 新聞折込み料、メディア掲載費等
報償費 （旅費含む）	講師や出演者に支払う謝礼金等
会場関係費	会場設営撤去費、会場使用料、設備等のリース料・使用料等
委託費	イベント運営費、人材派遣費用等
事務費	アルバイト賃金、事業に必要な物品や消耗品費、通信運搬費等
工事費	事業を行うために必要な工事
その他	市長が特に認める経費

備考

- 1 販売目的の商品購入費、イベントの景品、飲食代、備品等の購入、商店街等及び協議会等の構成員に対する役務費等は補助対象外とする。
- 2 対象経費については、必ず見積書を提出すること。ただし、見積書の取得が困難な場合は積算根拠資料を作成し、提出すること。